



中国、第4回特許法改正に向けて調査研究を展開
中国年間商標登録出願件数、連続10年間世界トップをキープ
『視聴覚的実演に関する北京条約』、中国北京で調印
中露間特許審査ハイウェイ (PPH) 試験作業、7月1日より開始

中国、第4回特許法改正に向けて調査研究を展開

中国知識産権法律執行セミナー開催中、国家知識産権局副局長賀化氏の話しによると、権利侵害及び模倣、粗製行為への取り締まり活動を徹底させるために、近頃、国家知識産権局は浙江省、江蘇省、広東省などで特許法改正に向けての調査研究作業を展開したという。

同氏の説明によると、目下、特許権侵害には侵害コストが低いものの、権利擁護コストが高く、証拠入手困難及び行政取締りがついていけないなどの問題点が存在している、との権利者からの声が高まってきた。2011年11月、国務院は『知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国務院の意見』を公布し、同意見では、関連法律法規及び規則の研究改正や、知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の徹底が要請された。これを基に、近頃、国家知識産権局は浙江省、江蘇省、広東省などで特許法改正に向けての調査研究作業を展開し、各側、とりわけイノベーションの主体及び法律執行の最前線に立つ者の意見と提案を聴取し、特許法改正に向けての調査研究作業に関する報告書を提出し、積極的に特許法律法規の改正のプロセスの推進に協力しようとしているという。

中国現行特許法は3回の改正を経ている。同氏は、特許法律法規の研究改正の加速とともに、特許行政法律執行を強化しさえできれば、権利者の合法的な権益の有効的な保護、重大、基礎型発明創造活動の開催へのインセンティブや、戦略型新興産業の発展の加速化を図ることができ、特許制度の経済社会の発展における重要な役割をより一層果せることになると話している。

(法制網 取材者 李立)

中国年間商標登録出願件数、連続10年間世界トップをキープ

商標登録出願の件数は、ある程度1つの国または地域の経済発展のレベル及び知的財産権保護意識を反映している。21世紀以来、中国における年間商標登録出願の件数



は飛躍的に増長し続き、連続 10 年間世界トップの位をキープし、「商標大国」の行列に身を並べた。

2002 年、中国における年間商標登録出願の件数は 30 万件台を突破して世界トップに飛び、これを期に、2003 年の 40 万件台、2004 年の 50 万件台、2006 年の 70 万件台、2009 年の 80 万件台、2010 年の 100 万件台…を突破する、という高度成長期に入ることになった。

2002 年から現在に至るまで、中国における年間商標登録出願の件数は連続 10 年間世界トップの座に着席し、今年の 3 月、中国における年間商標登録出願の累計件数はつい 1000 万台を超え、世界トップを連続制覇した。

商標登録出願の件数が高度成長していく中、工商管理部門は商標審査を加速させるために一連の施策を打ち出した。そのため、年間審査件数は連続 3 年間 100 万件を超えているものの、商標審査周期は今までの 3 年間前後から現在の 10 ヶ月以内に短縮され、審査効率が国際レベルに達成していると言える。

今までの統計によると、中国における商標登録件数は累計 700 万件近くになり、有効な商標登録は 600 万件近くとのことで、何れも世界リードした。複数のデータは、中国は世界に公認されている「商標大国」になったことを示している。

(新華社 取材者 張曉松)

『視聴覚的実演に関する北京条約』、中国北京で調印

7 日間に渡り議論を交わした結果、『視聴覚的実演に関する北京条約』が 2012 年 6 月 26 日に中国北京で調印された。同条約は世界に注目されている WIPO 視聴覚的実演の保護に関する外交会議の成果のシンボルとして、視聴覚実演の全面的な著作権保護という、国際条約の空白を埋めた。

中国にとっては、152 年との月日が流れて生まれ変わった北京条約は、中国が知的財産権の保護に積極的に寄与したものを示すものであり、ここ 20 年に渡り WIPO の努力の賜物であり、154 ヶ国の加盟国及び 48 の国際組織の念願を結んだものでもある。北京条約は新中国の歴史において、中国で調印された初の国際条約として、現代中国では知的財産権の保護において収めた歴史的成果の証であり、中国が世界規範システムの制定に積極的に参与し、世界規範システムに馴染み込む新時代に入ったことのシンボルでもある。

知的財産権の一重要分野として、視聴覚的実演に関する著作権保護作業が日々緊急となった。この度、北京条約の調印は、視聴覚的実演者の経済的権利及び精神的権利の保護を強めることや、実演者の保護のためにより筋が通った国際法仕組みを提供すること、世界知的財産権の保護体系をより一層完備させることを旨するものであり、同条約によれば、知的財産権の保護に関する国際的交流と協力をより良く、より迅速的、より理想的に発展していく方向に推し進めるに違いない。

世界を目指す中国は、このように国際ルールに近づいて生声を出したのは初めてである。と同時に、WIPO 視聴覚的実演の保護に関する外交会議の開催も中国における知的財産権保護事業の展開にとっての「良いタイミング」となり、同条約の調印は必ず



中国における関連法整備をより良い方向に働き掛け、国際レベルへの接近の中で実演者権利保護のレベルを向上させていくに違いない。

知的財産権保護の道を歩んできた途中、中国は身を切られるほどのつらさを感じたこともあるし、そのために様々な誤解や非難を受けたこともある。長年の立法面での努力を経て、中国では、国際条約の基準に沿いながら中国の特色を持つ著作権法体系が構築しあがったが、従来の立法では、音声と映像との境界がはっきりしておらず、ネットワークによる転送における実演者の権利に対して保護が届かず、ネット上の視聴覚的権利侵害への対応についての法整備がついていかなかったという問題があった。中国では、著作権法の改正を期に、実演権についての尊重をより対象化にすること、ネットワーク時代の実演市場における著作権保護を強めることとともに、中国知的財産権保護に関する法体系及び法律執行システムを国際レベルに接近させること、クリエイティブ産業や文化産業、実演産業が盛んに発展していけるために守っていくことを可能としている。

(京華時報)

中露間特許審査ハイウェイ (PPH) 試験作業、7月1日より開始

『中華人民共和国国家知識産権局とロシア連邦特許庁との間における特許審査ハイウェイに関する了解覚書』に基づき、中露二局間の協力で取得した大きな成果として、中露間特許審査ハイウェイ (PPH) 試験作業は2012年7月1日より開始する見込みであるという。

PPHとは、出願人による原始出願(最初の出願)を受理する特許庁(OFF)が当該出願の少なくとも1項の請求項には授権される見込みがあると認めた場合、それと関連する継続出願が一定の要件を満たしていれば、出願人はOSFがOFFの作業結果を参考に、継続出願に関する審査作業を加速するよう請求できることを言う。

中露間特許審査ハイウェイの試験作業項目は通常PPHとPCT-PPHとの両方を含む。その都度、出願人は《中露間特許審査ハイウェイ(PPH)試験作業項目における中国国家知識産権局(SIPO)へPPH請求を提出するプロセス》に基づいてSIPOへPPH請求を提出することができ、また、《露中間特許審査ハイウェイ(PPH)試験作業項目におけるロシア連邦特許庁(ROSPATENT)へPPH請求を提出するプロセス》に基づいてROSPATENTへPPH請求を提出することができる。試験作業期間は2013年6月30日までの一年間とされている。

中露間PPH試験作業の発足は、国家知識産権戦略の実施を促進することや、企業など市場主体の海外における特許権の早期取得をサポートすることに積極的な役割を果たしている。

(上記日本語訳文は北京三友知識産権代理有限公司翻訳部によるものです)



北京三友知識產權代理有限公司 北京本部

住所：北京市金融街 35 号國際企業大廈 A 座 16 層 郵便番号：100032

TEL：+86-10-88091921, 88091922 E-mail：sy@san-you.com; sanyou@san-you.com

FAX：+86-10-88091920 URL：www.san-you.com

